

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | グループ化番号 | 管理コード  | 所管省庁等  | 該当法令 | 制度の現状  | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)  | その他 | 再検討要請 | 要望主体          | 要望事項番号 | 要望種別(規) | 要望事項(事項名)                                  | 具体的要望内容  | 具体的事業の実施内容 | 要望理由   | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|---------|--------|--|------|--|-------|-------|---|-----|-------|---------------|--------|---------|--|--|------------|--|-------|-----------|
| 5022A  | 5022001  |        |         | z06001 | 内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | なし   | 防衛省においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること、及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに十分留意した上で、一定の要件を満たす債権について従来より流動化を認めている。 | d     | —     | 今後も、債権譲渡後において契約の履行確保に万全が期され、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、譲渡手続きの簡素化等、更なる債権の流動化のために必要な措置を適宜検討する。 |     | -     | 社団法人 第二地方銀行協会 | 1      | A       | 国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合) | 民間企業の国・地公体等の機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。 |            | 国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。 |       |           |